

訪日外国人誘致推進業務委託 仕様書

1 業務名称

訪日外国人誘致推進業務委託

2 履行場所

松戸市経済振興部文化観光国際課が指定する場所

3 履行期間

契約日から平成 31 年 3 月 31 日まで

4 業務目的

本市への訪日外国人誘致の促進を図るため、今後 5 年程度で実現可能な施策及び行動を記した「(仮称)松戸市訪日外国人誘致推進アクションプラン(案)」を策定し、本市の経済活性化に寄与することをめざすものです。

5 提案内容

上記目的達成のため、下記の項目を必須とし、実施方法等を提案すること。また、目的達成のために必要と思われる場合は、他の項目も併せて提案すること。なお、提案書作成にあたり、平成 28 年度実施の「松戸市インバウンド事業に関する調査報告書」を参考にすること。

■ (仮称)松戸市訪日外国人誘致推進アクションプラン(案)の策定手順 及び成果品イメージ

- (1) 「(仮称)松戸市訪日外国人誘致推進アクションプラン(案)」には、以下の内容を含むこと。
 - ・本市施策の現状における強みと弱み
 - ・2023 年における本市の訪日外国人誘致の可能性
 - ・2023 年までの本市内訪日外国人見込
 - ・ターゲット国
 - ・2019 年～23 年における本市として取り組むアクション
 - ・その他必要な手順
- (2) 「(仮称)松戸市訪日外国人誘致推進アクションプラン(案)」策定について留意すること。
 - ・市内関係者の意見を反映すること(検討会の設置を含む)

■ 本業務委託の推進体制

担当専門職員の配置ならびに全体の取り組み体制および協力体制について記載すること。また、担当専門職員以外の職員が従事する場合または他の事業者援助を受ける

場合は、その旨も記載すること。

■ 類似業務の実績（直近5年分）

本業務と同様もしくは類似業務の実績について、受託業務の内容・時期・発注者・金額等を示すこと。

6 予算限度額 300万円（税込）

7 その他

- (1) 本業務の実施に際し、受注者は「業務工程表」を作成し、委託者と連絡を密にし、方針等について委託者の了解を得ること。また、事業の重要段階においては、その内容を提示し、当委託者の了解を得て次段の作業を進めること。
- (2) 本業務の委託期間の中間において、中間報告書を提出すること。この中間報告書は、10月19日（金）までに提出すること。中間報告書においても、今後の施策展開（案）もできる限り提示すること。
- (3) 契約金額には、委託契約の履行に必要となる一切の経費を含む。
- (4) 本業務について疑義が生じた場合、速やかに委託者と協議すること。
- (5) 契約書及び仕様書に定めのないものについては、その都度双方協議のうえ定める。
- (6) 本業務終了後に、事業報告書を提出すること。